

## 平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 梶原 成元		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年版環境・循環型社会白書における位置づけ ( 325 ページ以降)		
政策	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球環境の保全
施策	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂)				

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。</p>				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	24,459,797	24,649,957	34,785,755	
	一般会計	624,159	844,615	1,622,626	
	特別会計	23,835,638	23,805,342	33,163,129	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。</li> <li>・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。</li> </ul> <p><b>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。</li> </ul> <p><b>【京都メカニズム活用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。</li> <li>・ CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

指標名	温室効果ガスの総排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標	目標年	目標値
13 億 6,100 万	13 億 5,500 万	13 億 5,800 万	13 億 4,000 万	調査中		H20 ~ 24 年度の平均	11 億 8,600 万
目標を設定した根拠等	基準年	基準年の値					
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂)					

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。

#### (計画の評価・見直し等)

政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 18 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 6.2%増加しており、京都議定書の

6%削減約束の達成には6.8%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成19年5月地球温暖化対策推進本部)によれば、平成18年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

(注):  $6.8\% = 6.2\%$  (基準年総排出量との差) +  $6\%$  (京都議定書の削減量) -  $3.8\%$  (森林吸収分) -  $1.6\%$  (京都メカニズム分)

そのため、平成18年10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要があること

全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であること

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があること

といった視点の下、本計画の評価・見直しが進められ、平成20年2月には京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告が公表された。この最終報告では、森林吸収分3.8%、京都メカニズム分1.6%を含めても、現行対策のみでは、6%には1.7~2.8%(約2,200~3,600万t-CO<sub>2</sub>)の不足が見込まれるものの、報告に盛り込まれた対策・施策の追加・強化により、約3,700万t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。これを踏まえ、平成20年3月には京都議定書目標達成計画の全部改定が閣議決定された。

旧政府の実行計画(平成17年4月閣議決定)に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画(平成19年3月閣議決定)に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。

我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、運営体制を確立した。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託して実施した。

#### (国際交渉等)

国際的には、平成19年12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)において、2013年(平成25年)以降の将来枠組みに関する議論が行われ、全ての国が参加し2009年までの合意を目指すパリ・ロードマップが採択された。気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)のあり方や、後発途上国、特にアフリカにおけるCDMプロジェクトの促進等につき、一定の成果を得ることができた。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中セミナー、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。

#### (森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保)

2007年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。



#### 今後の主な課題

6%削減約束を確実に達成するために、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を適時適切に点検する。

過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。

政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。

国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降における全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構

策が必要である。  
 将来の条約事務局によるレビューに耐えうる適切な森林等の吸収量算定方法の確立を図る必要がある。



今後の主な取組

平成 19 年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

主な追加対策は以下の通り。

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トプランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・新エネルギー対策の推進 など

平成 19 年度まで毎年 1 回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成 20 年度より毎年 2 回行う。また、平成 21 年度には第 1 約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。

京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO に京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、現物クレジットの取得の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。

国際的には、平成 21 年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8 や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に貢献がある。地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6 つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。

地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る

地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

		<b>国内における温室効果ガスの排出抑制</b>							
目標 1-1		2008年(平成20年)から2012年(平成24年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年(平成2年)の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で1.54%の水準にする。 また、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の代替フロン等3ガスの排出量を1995年(平成7年)の水準から基準年総排出量比で1.6%の水準にする。							
環境・循環型社会白書における位置づけ		1章1節 地球温暖化対策 1章2節 オゾン層保護対策							
関係課・室		環境保全対策課フロン等対策推進室、地球温暖化対策課、市場メカニズム室							
指標の名称及び単位		エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]							
		非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]							
		代替フロン等3ガスの排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]							
		(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]							
		(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]							
指標年度等		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値	
指標		11億9,800万	11億9,900万	12億0,300万	11億8,600万	調査中	H20~24年度の平均	10億7,600万~10億8,900万	
		1億3,860万	1億3,600万	1億3,700万	1億3,690万	調査中		1億3,200万	
		2,420万	2,000万	1,800万	1,730万	調査中		3,100万	
		作成中	作成中	作成中	作成中	調査中			
		作成中	作成中	作成中	作成中	調査中			
目標を設定した根拠等		基準年	、1990年(平成2年) 1995年(平成7年)		基準年の値	10億5,900万 5,100万		1億5,100万	
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)						
評価・分析		<p><b>【達成の状況】</b></p> <p>平成18年度の排出量は、基準年総排出量と比べて6.2%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には6.8%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成19年5月地球温暖化対策推進本部)によれば、平成18年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。</p> <p>(注):6.8%=6.2%(基準年総排出量との差)+6%(京都議定書の削減量)-3.8%(森林吸収分)-1.6%(京都メカニズム分)</p> <p>そのため、平成18年10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、</p> <p>必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要があること                      全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であること                      ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があること</p> <p>といった視点の下、本計画の評価・見直しが進められ、平成20年2月には京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告が公表された。この最終報告では、森林吸収分3.8%、京都メカニズム分1.6%を含めても、現行対策のみでは、6%には1.7~2.8%(約2200~3600万t-CO<sub>2</sub>)の不足が見込まれるものの、報告に盛り込まれた対策・施策の追加・強化により、約3,700万t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。これを踏まえ、平成20年3月には京都議定書目標達成計画の全部改定が閣議決定された。</p>							

	<p><b>【必要性】</b>          京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b>          平成 18 年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で 6.2% 上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成 18 年度で基準年比 12.0%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。</p> <p><b>【効率性】</b>          平成 19 年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは 5,093 億円であり、このうち環境省の予算は 304 億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。また、費用対効果の高い義務型の排出量取引の導入のための知見・経験の蓄積のため、自主参加型の排出量取引事業を実施しており、平成 19 年度末時点で約 150 社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用することにより確実な排出削減が実施された。他地域への波及効果が高く、二酸化炭素削減効果が大きいと見込まれる公共・公益サービス部門対策技術率先対策補助事業などの施策を実施した。</p>
--	--



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>	
<p>平成 20 年 3 月に全面改定された京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策を着実に実施するとともに、毎年 6 月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を厳格に点検する。また、平成 21 年度には第 1 約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ機動的に計画を改定し対策・施策を追加・強化し、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。</p> <p>国内排出量取引制度について、自主参加型の国内排出量取引を引き続き推進しつつ、5 月に発表した「国内排出量取引制度のあり方について 中間まとめ」を議論のたたき台として、今後さらに各方面の意見を聴き、国際的な動向も踏まえつつ、排出量取引制度設計に向け引き続き検討を進める予定。</p>	

		<b>森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保</b>						
目標 1-2		京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		1 章 1 節 地球温暖化対策						
関係課・室		総務課研究調査室						
指標の名称及び単位		温室効果ガスの吸収量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
指標年度等		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標				3,540 万	3,790 万	集計中	H20～24 年度の平均	4,767 万
目標を設定した根拠等		基準年	-	基準年の値		-		
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月全部改定)					
評価・分析		<b>【達成の状況】</b> 2007 年 5 月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。						

	<p><b>【必要性】</b> 京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、1,300 万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b> 最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、算定方法に改善が見られた。</p> <p><b>【効率性】</b> 森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全是地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。</p>
--	---



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b> 我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成 19 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20～24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。</p>
--

<b>京都メカニズム活用の推進</b>							
目標 1-3	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを取得する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	1 章1節 地球温暖化対策						
関係課・室	地球温暖化対策課市場メカニズム室						
指標の名称及び単位	クレジット取得量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標				約 638 万 ( 契約した量)	約 1,665 万 ( 契約した量)	H18 年度から H24 年度まで の累積量	約 1 億
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月策定、平成 20 年 3 月全部改訂)					
評価・分析	<p><b>【達成の状況】</b> 平成 19 年度は約 1,665 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p><b>【必要性】</b> 京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b> CDM/JI プロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JI プロジェクトの実施が促進さ</p>						

れるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。

国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿を整備した。

クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成19年度は約1,665万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

**【効率性】**

クレジットの調達に当たっては、京都メカニズムに関する専門知識、CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。



**<今後の展開>**

2013年(平成25年)度までに約1億トンCO<sub>2</sub>分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成20年度以降も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

**予算事項(事務事業)について**

当該施策に関する主な法律・税制等				
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)				
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H19当初	H20当初	H21反映
	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	45,465	80,027	
	地球温暖化対策推進法施行推進経費	4,376	4,375	
	事業者排出削減対策促進経費	5,488	5,488	
	温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	249,530	232,016	
	環境税導入の対策効果及び経済活動への影響に関する検討調査費	9,594	9,594	
	バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	20,251	19,616	
	次期国際枠組に対する日本イニシアティブ推進経費	100,000	137,031	
	低炭素で成長する日本モデルの構築と発信事業	23,879	61,089	
1-1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業(一般会計・特別会計)	75,289	75,293	
	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(特別会計)	3,000,000	3,000,000	×
	国内排出量取引推進事業(特別会計)	250,000	250,000	
	業務部門対策技術率先導入補助事業(特別会計)	1,670,000	1,900,000	
	省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(特別会計)	-	300,000	
	地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(特別会計)	800,000	500,000	
	地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(特別会計)	3,302,235	3,709,592	
	地域協議会民生用機器導入促進事業(特別会計)	280,000	280,000	
	エコ住宅普及促進事業(特別会計)	-	100,000	
省エネ製品買換え促進事業(特別会計)	-	300,000	×	



1-1	エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計)	-	350,000	
	ソーラー・マイレージクラブ事業(特別会計)	35,000	35,000	
	再生可能エネルギー導入加速化事業(特別会計)	750,000	500,000	×
	低炭素社会モデル街区形成促進事業(街区まるごとCO <sub>2</sub> )(特別会計)	600,000	400,000	
	メガワットソーラー共同利用モデル事業(特別会計)	400,000	400,000	×
	国立環境研究所による技術開発事業(特別会計)	190,000	-	-
	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計)	2,117,000	2,117,000	
	風力発電施設に係る適正整備推進事業(特別会計)	230,000	230,000	
	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特別会計)	840,000	20,000	×
	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特別会計)	1,800,000	820,000	
	21 エコ燃料実用化地域システム実証事業費(特別会計)	2,780,000	2,300,000	
	22 エコ燃料利用促進補助事業(特別会計)	800,000	800,000	
	23 低炭素社会モデル街区形成促進事業(クールシティ)(特別会計)	700,000	700,000	
	24 省CO <sub>2</sub> 型都市づくりのための面的対策推進事業(特別会計)	250,000	-	-
	25 低公害車普及事業(特別会計)	82,000	117,325	
	26 自動車省CO <sub>2</sub> 対策推進事業(特別会計)	-	130,000	
	27 自動車使用合理化推進事業(特別会計)	130,000	-	-
	28 船舶の省CO <sub>2</sub> 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)	-	75,000	
	29 温暖化防止・地域再生融資促進事業(特別会計)	85,000	45,000	
	30 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(特別会計)	97,500	235,500	
	31 コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動推進事業(特別会計)	50,000	40,000	×
	32 オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲:2-1)	-	-	
	33 業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費(再掲:2-1)	-	-	-
	34 冷媒フロン類排出抑制推進費(再掲:2-1)	-	-	-
	35 ノンフロン化推進方策検討調査費(再掲:2-1)	-	-	
	36 フロン代替製品普及推進事業費(再掲:2-1)	-	-	-
	37 代替フロン等3ガス排出抑制対策強化推進費(再掲:2-1)	-	-	-
	38 省CO <sub>2</sub> 型都市づくりのための面的対策推進事業	-	400,000	
	39 環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(特別会計)	93,065	100,000	×
	40 二酸化炭素海底地下地層貯留技術開発事業費(特別会計)	-	200,000	
	41 温暖化防止国民運動推進事業(特別会計)	3,805,000	4,050,000	
	42 複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(特別会計)	-	30,000	
	43 温室効果ガス排出量可視化・指標化事業(特別会計)	-	50,000	×
	44 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計)	-	50,000	
	45 カーボン・オフセット推進事業(特別会計)	-	50,000	
	46 液体PFC等排出抑制対策推進事業費(再掲:2-1)	-	-	×
	47 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費(再掲:2-1)	-	-	新
	48 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	-	-	新
	49 温室効果ガスインベントリ整備関連国際貢献業務	-	-	新
	50 バイオマスエネルギー持続的温暖化対策普及指針策定調査費	-	-	新
	51 低炭素社会づくりのための中・長期ロードマップ策定調査費	-	-	新
	52 高濃度バイオ燃料実証事業費(特別会計)	-	-	新
	53 グリーン電力証書の活用によるソーラー・マイレージクラブのまちづくり推進モデル事業(特別会計)	-	-	新



	54 温泉施設における温暖化対策事業(特別会計)	-	-	新
	55 洋上風力発電実用化技術開発事業(特別会計)	-	-	新
	56 地域連携による省エネ製品買換え促進事業(特別会計)	-	-	新
	57 太陽光発電等導入加速化事業(特別会計)	-	-	新
	58 EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)	-	-	新
	59 温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	-	-	新
1-2	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	57,941	56,423	
1-3	京都メカニズム運営等経費	74,250	67,758	
	CDM/JI 事業調査(一般・特会)	691,102	-	-
	京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・特別会計)	7,325,669	16,081,352	
	CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業(特会)	300,000	-	-
	経済移行国における天然ガス輸送の高効率化支援事業(特別会計)	240,000	-	-
	京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコバネフィット実現支援等事業	-	1,270,000	

#### 廃止する予算事項についての検証

予算事項番号	廃止する理由	今後の対応策
1-1-	「政策棚卸し」により廃止した。	1-1- 国内排出量取引推進事業にて事業を行う。
1-1-	地域連携による省エネ製品買換え促進事業(特会)に代替したため。	地域連携にいる省エネ製品買換え促進事業(特会)により引き続き施策を実施予定。
1-1-	太陽光発電等導入加速化事業(特会)に代替したため。	太陽光発電等導入加速化事業により引き続き施策を実施予定。
1-1-	「政策棚卸し」により廃止した。	新規事業として、太陽光発電と蓄電装置の設備補助とグリーン電力証書買取事業を行う。
1-1-	委託事業の見直しにより、単純随意契約から企画競争方式に変更したため。	1-1- 地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)にて事業を行う。
1-1-	「政策棚卸し」により廃止した。	これらのモデルを普及させるため、事業評価や効果測定、広報を中心に実施する。
1-1-31	「政策棚卸し」により廃止した。	モデル事業で明らかとなった課題等を踏まえ、市民出資等の活用による環境コミュニティ・ビジネスの発展方策を検討する。
1-1-39	EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特会)に代替したため。	EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特会)により引き続き施策を実施予定。
1-1-43	温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(特会)に代替したため。	温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業により引き続き施策を実施。

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

施政方針演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)、第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)  
 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)、第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)  
 第 165 回国会(平成 18 年 9 月 29 日)、第 166 回国会(平成 19 年 1 月 26 日)  
 第 169 回国会(平成 20 年 1 月 18 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日)

< 当該施策に係る府省庁 >

内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・  
 農林水産省・防衛省

< 昨年度評価書からの変更点 >

温室効果ガス排出量の計算方法の見直しを行ったため、本評価シート内の指標の値は、昨年度までの指標の値とは相違している。

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-	代替フロン等 3 ガスの排出量
	1-1-	(間接)1 世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-	温室効果ガスの吸収量
	1-3-	クレジット取得量
指標の解説	1-1-	: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値
	1-1-	: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値
	1-1-	: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値
	1-1-	: 温室効果ガス排出量について(要因分析)
	1-1-	: 温室効果ガス排出量について(要因分析)
	1-2-	: 森林等による温室効果ガスの吸収量
	1-3-	: 日本国国別登録簿上の政府保有口座内のクレジット量
評価に用いた資料等	1-1-	~ : 日本国温室効果ガスインベントリ報告書
	1-2-	: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書
	1-3-	: 日本国国別登録簿



指標に影響を 及ぼす外部要因	1-1-	: 経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等
	1-1-	: セメント生産量、家畜飼育頭数等
	1-1-	: 経済成長率等
	1-3-	: 国際情勢等